⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑼　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Contract charge : Atsumasa Uchida, The president, University of Mie
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work Building for Ward and Diagnosis and treatment of hospital, University of Mie
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 17 : 00 19 Dec. 2011
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 13 Feb 2012
⑹　Contact point for tender documentation : General Affairs Unit of Planning Section, Facilities Division, University of Mie 1577 Kurimamachiya-cho Tsu-shi Mie 514―8507 Japan TEL 059―231―9036

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年11月25日
国立大学法人三重大学長　内田　淳正

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　24

○第３号

1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　三重大学医学部附属病院外来・診療棟新営機械設備その他工事
⑶　工事場所　三重県津市江戸橋２丁目174(三重大学上浜団地構内)
⑷　工事概要　三重大学医学部附属病院外来・診療棟（鉄筋コンクリート造（免震構造)、地上５階建、建築面積6,390㎡、延べ面積25,600㎡）の新営に伴う機械設備工事及び既存建物（改修延べ面積3,290㎡）の改修に伴う機械設備工事。なお、関連する建築及び電気設備工事は別途発注される予定である。
⑸　工期　平成26年12月19日まで。【全体工期約34ヶ月】
⑹　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。(詳細は入札説明書による。)
⑺　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。)又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、三重大学長から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人三重大学契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。)第４条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,150点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。
⑷　平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営機械設備工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)
①　単体又は共同企業体の代表者　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、地上３階建以上かつ延べ面積13,000㎡以上の病院の新営機械設備工事。
②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、地上２階建以上かつ延べ面積7,000㎡以上の病院、校舎、研究施設又は官公庁施設（スポーツ施設、宿泊施設、福利厚生施設又は研修施設を除く。)の新営機械設備工事。
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級管工事施工管理技士又は技術士（機械部門（熱工学又は流体工学に限る)、上下水道部門、衛生工学部門）の資格を有する者であること。
②　平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　共同企業体の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑾　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、本学又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⒁　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。
⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国立大学法人三重大学及び文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。